

1年単位の変形労働時間制導入の手引き

「1年単位の変形労働時間」とは、業務に繁閑のある事業場において、繁忙期に長い労働時間を設定し、かつ、閑散期に短い労働時間を設定することにより効率的に労働時間を配分して、年間の総労働時間の短縮を図ることを目的にしたものです。

労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、1箇月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間を40時間以下の範囲以内にした場合、特定の日や週について1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です（労働基準法第32条の4）。

1年単位の変形労働時間制を採用する場合には、労使協定を締結し、1箇月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間を40時間以下の範囲にすること等の条件を満たした上で所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要となります。

1年単位の変形労働時間制を実施するときには、労使協定で次の5項目について協定を締結する必要があります。なお、労使協定例は7ページにあります。

- ①対象労働者の範囲
- ②対象期間（1箇月を超え1年以内の期間に限ります。）及び起算日
- ③特定期間
- ④労働日及び労働日ごとの労働時間
- ⑤労使協定の有効期間

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定を締結した場合はこれを所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。また、常時10人以上の労働者を使用している事業場については、1年単位の変形労働時間制を採用する旨を就業規則に記載したうえで、これを所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

1

対象労働者の範囲

1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の範囲を協定で明確にする必要があります。なお、勤務期間が対象期間に満たない途中採用者・途中退職者などについても賃金の精算を条件に本制度の適用が認められています。

注）年少者については、原則として1年単位の変形労働時間制で労働させることはできません（ただし、1週48時間、1日8時間以内であれば可能です。）。また、妊産婦が請求した場合には1週40時間、1日8時間の範囲以内でしか労働させることはできないため1年単位の変形労働時間制で労働させることはできません。

●労働基準法等の関係法令は、

厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でご覧いただけます。

なお、ご不明の点などがありましたら、
東京労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

2

対象期間

変形労働時間制の対象期間は、その期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限り、1年間が最長期間であるので対象期間が1年以内であれば3箇月、4箇月、半年などの対象期間を採用することも可能です。

3

労働日と労働時間の特定

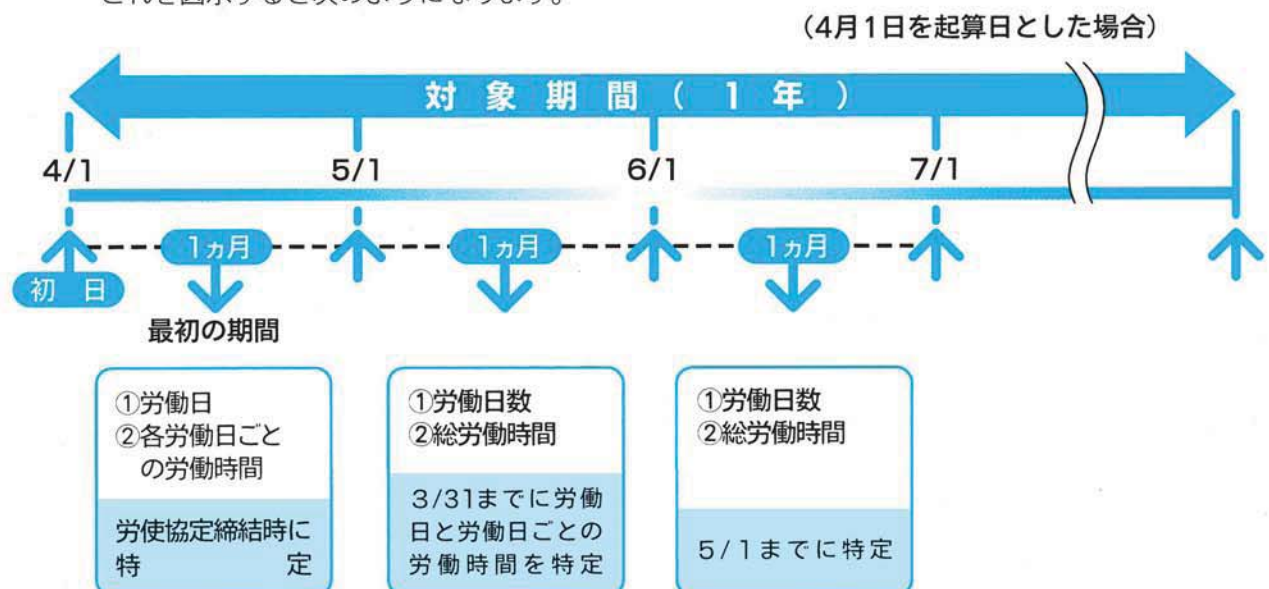
対象期間を平均して、1週間の労働時間が40時間を超えないように対象期間内の各日、各週の所定労働時間を定めることが必要です。これは対象期間の全期間にわたって定めなければなりません。

ただし、対象期間を1箇月以上の期間に区分することとした場合には、

- ①最初の期間における労働日
- ②最初の期間における労働日ごとの労働時間
- ③最初の期間を除く各期間における労働日数
- ④最初の期間を除く各期間における総労働時間

を定めればよいこととなっています。この場合でも、最初の期間を除く各期間の労働日と労働日ごとの労働時間については、その期間の始まる少なくとも30日前に、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者）の同意を得て、書面により定めなければなりません。

これを図示すると次のようになります。



なお、対象期間を通した所定労働時間の総枠は、次の計算式によることになります。

$$\text{対象期間における所定労働時間総枠} \leq 40\text{時間} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{7}$$

これによって計算すれば、対象期間において所定労働時間として設定できる労働時間の総枠は下表のようになります。

対 象 期 間	所定労働時間の総枠の上限
1年(365日の場合)	2,085.71時間
6箇月(183日の場合)	1,045.71時間
4箇月(122日の場合)	697.14時間
3箇月(92日の場合)	525.71時間

また、1日の所定労働時間を一定とした場合、1週平均40時間をクリアするための1日の所定労働時間と年間休日日数の関係は次のようになります。ただし、次の式による計算結果の小数点以下は切り上げて休日日数を算出します。

$$\text{必要な年間休日日数} = \frac{\text{1日の所定労働時間} \times 7\text{日} - 40\text{時間}}{\text{1日の所定労働時間} \times 7\text{日}} \times 365\text{日}(366\text{日})$$

1日の所定労働時間	必要な年間休日日数	
	1年365日の場合	1年366日の場合
8時間00分	105日	105日
7時間45分	96日	97日
7時間30分	87日	88日

1日の所定労働時間が7時間26分の場合上記の式にあてはめると年間の所定労働日数が280日の限度日数を超えることになるため1日所定労働時間は7時間27分が限度となります(1年365日の場合)。

ただし、年間労働日数を280日以下にするのであれば7時間26分以下とすることも可能です。

4

労働日数の限度

対象期間における労働日数の限度は、原則として1年間に280日となります(対象期間が3箇月以内の場合制限はありません。)

対象期間が1年未満の場合は下記計算式で上限日数が決まります。

計算式 280日×対象期間中の暦日数÷365日(1年365日の場合)

例) 対象期間が平成〇年4月1日から10月31日までの7ヵ月(総暦日数214日)の場合は
 $280\text{日} \times 214\text{日} \div 365\text{日} = 164.16 \approx 164\text{日}$

が限度となります。

ただし、前年度において、1年単位の変形労働時間制を協定している場合(以下「旧協定」といいます。)で、旧協定の1日または1週間の労働時間よりも新協定の労働時間を長く定め、及び1日9時間または1週48時間を超えることとしたときは280日または、旧協定の労働日数から1日を減じた日数のうちいずれか少ない日数としなければなりません。

例) 旧協定(対象期間1年間、総労働日数252日)の1日の労働時間の最も長い日が8時間50分、1週間の労働時間の最も長い週が48時間としていたものを新協定で1日の最も長い日が8時間30分、最も長い週が51時間とした場合、旧協定の対象期間中の総労働日数252日から1日を差し引いた日数251日が280日より短いため、新協定の対象期間中の総労働日数は251日としなければなりません(1年単位の変形労働時間制に関する協定届の例8ページ参照)。

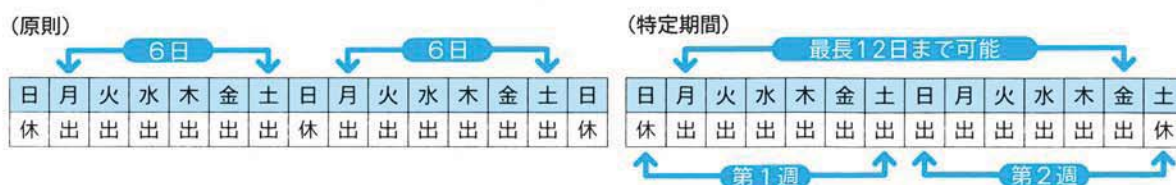
5

対象期間における連続労働日数

連続労働日数は原則として最長6日までです。

ただし、「特定期間」を設ければ1週間に1日の休日が確保できる日数(最長12日)とすることができます。なお、「特定期間」とは労使協定により対象期間のうち特に業務が繁忙な時期として定められた期間をいいます。

対象期間のうち相当部分を特定期間として定める労使協定は、法の趣旨に反して認められません。また、一旦協定した特定期間を対象期間の途中で変更することも認められません。



1日・1週間の労働時間の限度

1年単位の変形労働時間制には、1日・1週の労働時間の限度が定められており、1日10時間、1週52時間が限度時間です（隔日勤務のタクシー運転者の1日の限度時間は16時間です。）。

対象期間が3箇月を超える場合、この限度時間を設定できる範囲には次のような制限があります（積雪地域の建設業の屋外労働者等については制限はありません。）。

ただし、以下の「週」については対象期間の初日の曜日を起算とする7日間です。

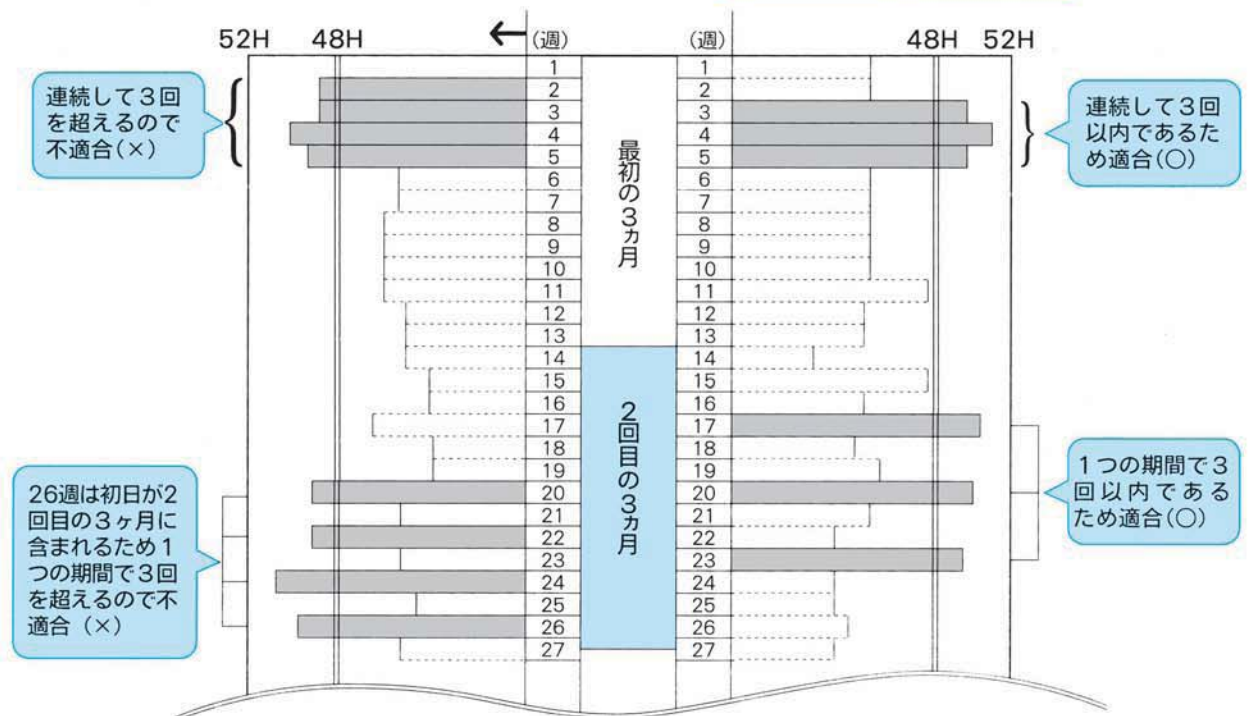
①対象期間中に、週48時間を超える所定労働時間を設定するのは連続3週以内とすること。

②対象期間を初日から3箇月ごとに区切った各期間において、週48時間を超える所定労働時間を設定した週の初日の数が3以内であること。

週48時間を超える場合の要件

要件を満たさない例 (×)

(○) 要件を満たす例



割増賃金の支払い

労働時間が法定労働時間を超えた場合には、その超えた時間について割増賃金を支払う必要があります（労働基準法第37条）。

次の時間については時間外労働となり、割増賃金を支払う必要があります。

- ①1日の法定時間外労働→労使協定で1日8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間
- ②1週の法定時間外労働→労使協定で1週40時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は1週40時間を超えて労働した時間（①で時間外労働となる時間を除く。）
- ③対象期間の法定時間外労働→対象期間の法定労働時間総枠（40時間×対象期間の暦日数÷7、前記2ページ参照）を超えて労働した時間（①または②で時間外労働となる時間を除く。）

◎途中採用者・途中退職者等の取り扱い(労働基準法第32条の4の2)

対象期間より短い労働をした者に対しては、使用者はこれらの労働者に実際に労働させた期間を平均して週40時間を超えた労働時間について、次の式により労働基準法第37条の規定の例による割増賃金を支払う必要があります。割増賃金の清算を行う時期は、途中採用者の場合は対象期間が終了した時点、途中退職者の場合は、退職した時点となります。

なお、転勤等により対象期間の途中で異動のある場合についても清算が必要になります。

計算式(所定労働時間だけ、労働したものとする。)

$$\text{割増賃金を支払う時間} = \text{実労働期間における実労働時間} - \text{実労働期間における法定労働時間の総枠}$$

↓

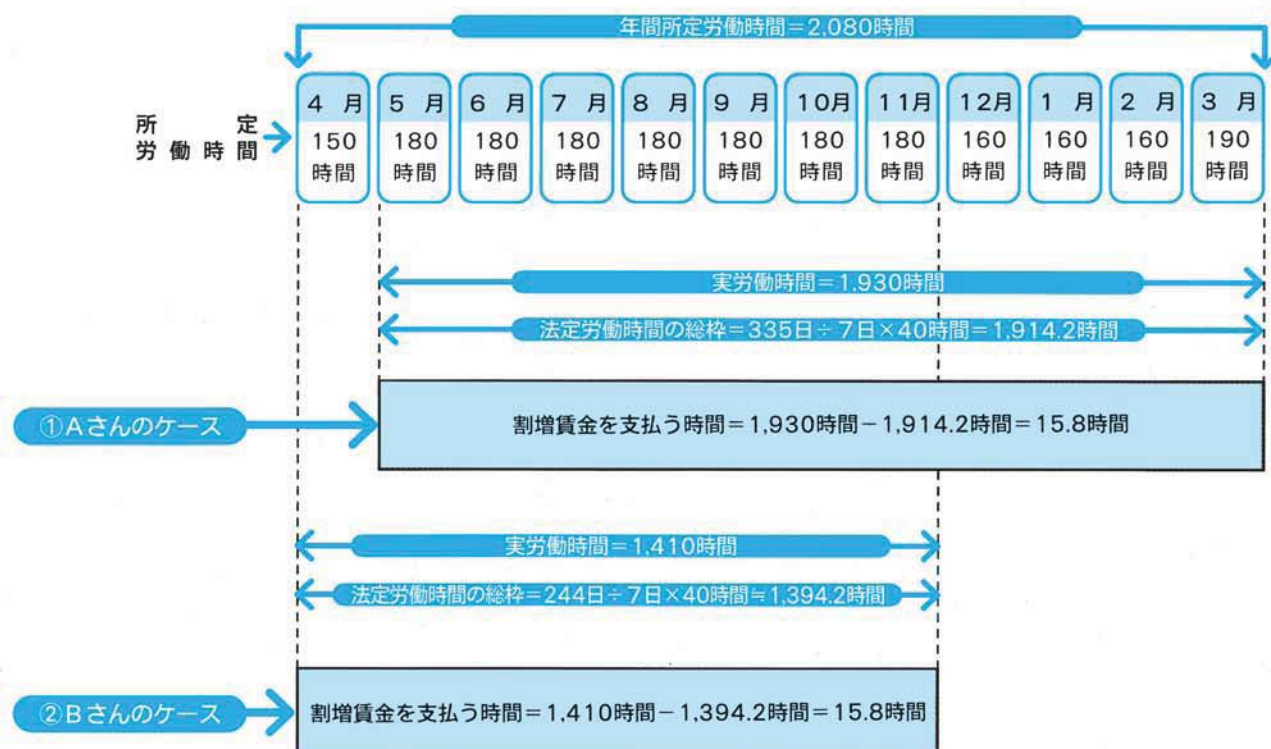
実労働期間における法定労働時間の総枠の計算式は次のとおりです。
(実労働期間の暦日数÷7日)×40時間

具体例は次のとおりです。

☆平成〇年4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間制を次の2名に適用した場合
(各人は所定労働時間だけ労働したものとする。)

◎途中採用者→Aさん=平成〇年5月1日入社

◎途中退職者→Bさん=平成〇年11月30日退職



8

育児を行う者等に対する配慮

1年単位の変形労働時間制を導入する場合においても、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮をしなければならないこととされています。

始業・終業の時刻、休憩時間や休日は就業規則に必ず記載しなければならない事項となっていますから、労使協定により1年単位の変形労働時間制を採用することとした場合にも変形期間中の各日の始業・終業の時刻等を就業規則に定め、所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります(労働基準法第89条)。

就業規則の規定 例1

次ページの労使協定に対応する規定例

第〇条 労使協定により1年単位の変形労働時間制を採用し、所定労働時間は対象期間を平均して1週40時間以内とする。ただし、1年単位の変形労働時間制が適用されない場合については1週40時間とする。

2 1年単位の変形労働時間制の労働日ごとの所定労働時間、始業・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

なお、年間における休日は、別途定める年間カレンダー表によるものとする。

月	所定労働時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
4月～6月、7月～11月 1月～2月	7時間30分 (但し日曜日は6時間)	午前9時	午後5時30分 (但し日曜日は午後4時)	正午～午後1時
12月、3月	8時間30分	午前8時30分	午後6時	同上

3 第1項の対象期間は1年間とし、その起算日は毎年4月1日からとする。

就業規則の規定 例2

第〇条 労使協定により1年単位の変形労働時間制を採用し、所定労働時間は対象期間を平均して1週40時間以内とする。ただし、1年単位の変形労働時間制が適用されない場合については1週40時間とする。

2 1日の所定労働時間は7時間45分とし、始業・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業：8時15分 終業：17時 休憩時間：12時～13時

3 第1項の対象期間は1年間とし、その起算日は毎年4月1日からとする。

第〇条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日及び国民の休日
- (3) 第2、4土曜日
- (4) 年末年始 12月30日から1月3日
- (5) 夏季休日 8月12日から8月18日

[労使協定の例]

繁忙期に週48時間を超える所定労働時間を定める場合

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定

〇〇株式会社と従業員代表〇〇〇〇は、1年単位の変形労働時間制に関し、下記のとおり協定する。

記

(勤務時間)

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

2 1日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は次の通りとする。

① 12月、3月

所定労働時間＝1日8時間30分

(始業＝午前8時30分、終業＝午後6時、

休憩＝正午～午後1時)

② 前記①以外の期間(4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、1月、2月)

所定労働時間＝1日7時間30分

(但し、日曜日の所定労働時間は終業時刻を1時間30分くり上げ6時間とする。)

(始業＝午前9時、終業＝午後5時30分、

休憩＝正午～午後1時)

(起算日)

第2条 対象期間の起算日は平成〇年〇月〇日とする。

(休日)

第3条 休日は、別紙年間カレンダーの通りとする。

(特定期間)

第4条 特定期間は次の通りとする。

7月4日～7月17日

(対象となる従業員の範囲)

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

一 18歳未満の年少者

二 妊娠中または産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

三 育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は起算日から1年間とする。

〇〇株式会社代表取締役 〇〇〇〇印

従業員代表製造第二課係長 〇〇〇〇印

[別紙年間カレンダー] 平成〇年〇月～平成〇年〇月

4 April S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	7 July S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	10 October S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 January S M T W T F S 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29
5 May S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	8 August S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11 November S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	2 February S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28
6 June S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	9 September S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	12 December S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	3 March S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

※赤色数字の日は休日

[協 定 届 の 例]

様式第4号(12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
一般機械 器具製造業	〇〇〇〇株式会社	〇〇区〇〇町3-4-5 (電話〇〇〇〇-〇〇〇〇)	150 人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
120 人 (人)	1年(平成〇年〇月〇日) 特定期間 7月4日～7月17日	(別紙)	平成〇年〇月〇日 から1年間
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	8 時間 30 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	51 時間 00 分 (時間 分)
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	3 週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6 日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	7 週	特定期間中の最も長い連続労働日数	12 日間
旧協定の労働時間	1年	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8 時間 50 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48 時間 00 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	252 日

協定の成立年月日 平成〇年 〇月 〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
 職名 氏名
 製造第二課 係長
 〇〇 〇〇

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票により選出)
 職名 氏名
 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長
 〇〇 〇〇 (印)

平成〇年 〇月 〇日

〇〇 労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、則第12条の4第3項に規定するものであること。